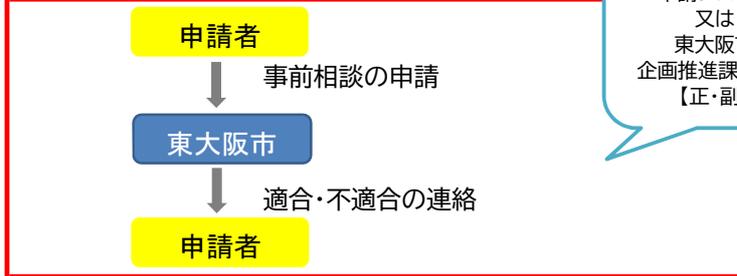


東大阪市分譲マンション管理計画認定申請フロー

東大阪市では国の基本方針に規定された認定基準(以下「国の認定基準」という。)に加え、**市の追加基準を設けております**ので、国の認定基準の事前確認の前に、市の追加基準の事前相談が必要です。

①東大阪市の追加基準の事前相談

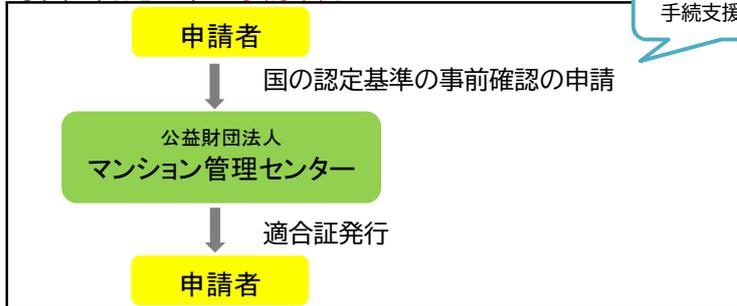


東大阪市電子申請システム
又は
東大阪市
企画推進課 窓口
【正・副】

東大阪市電子申請システム又は窓口にて、追加基準の事前相談の申請を行ってください。

適合 ↓

②国の認定基準の事前確認



管理計画認定
手続支援システム

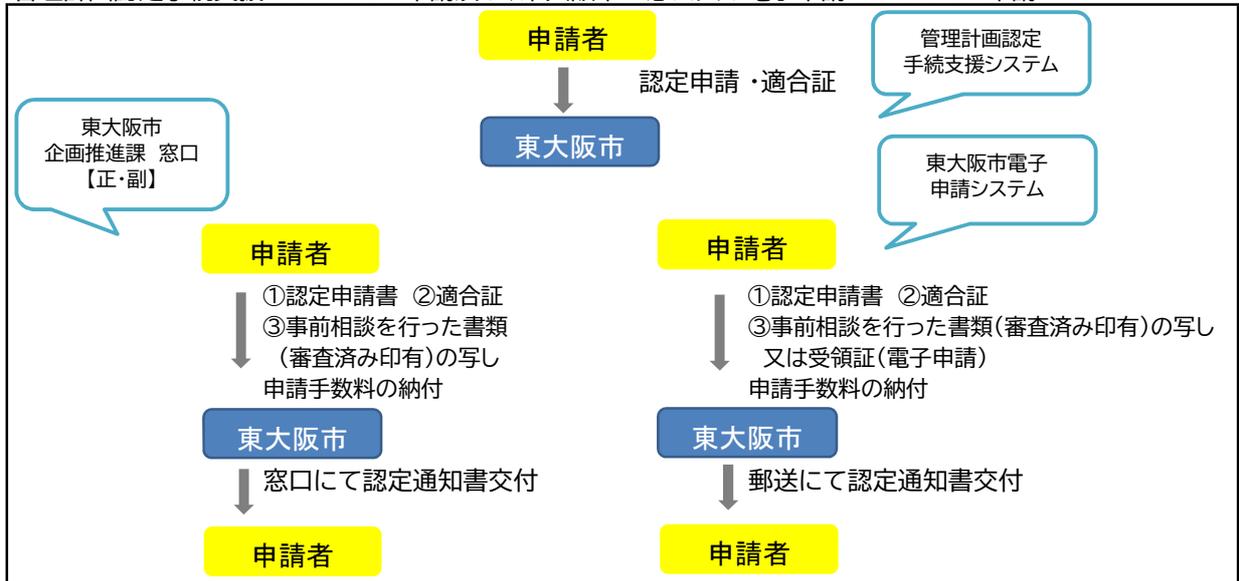
①の追加基準の事前相談で、適合の連絡を受けてから、②国の認定基準の事前確認の申請を行ってください。

※①を行わずに、先に②の事前確認を行い、③の認定申請に進み、市の追加基準を満たしていなかった場合は、認定ができませんのでご注意ください。

適合 ↓

③認定申請

管理計画認定手続支援システムにて申請及び、東大阪市の窓口又は電子申請システムにて申請



東大阪市
企画推進課 窓口
【正・副】

管理計画認定
手続支援システム

東大阪市電子
申請システム

申請者

①認定申請書 ②適合証
③事前相談を行った書類
(審査済み印有)の写し
申請手数料の納付

東大阪市

窓口にて認定通知書交付

申請者

申請者

①認定申請書 ②適合証
③事前相談を行った書類(審査済み印有)の写し
又は受領証(電子申請)
申請手数料の納付

東大阪市

郵送にて認定通知書交付

申請者

管理計画認定手続システムより認定申請を行い、東大阪市電子申請システム又は東大阪市建築部住宅政策室企画推進課窓口にて申請を行い、申請手数料を納めてください。

※管理計画認定手続支援システムで認定通知書が発行されますが、東大阪市の公印のあるものが正式な通知書となります。

※更新についての流れは上記と同様ですが、変更認定申請については、マンション管理センターの事前確認はございませんので、必要書類を東大阪市電子申請システム又は東大阪市建築部住宅政策室企画推進課窓口までご提出ください。